

○障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例施行規則

平成25年4月1日

規則第40号

改正 平成26年4月1日規則第31号

障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例施行規則

(サービス管理責任者)

第1条 障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例(平成24年横須賀市条例第65号。以下「条例」という。)第12条第1項第5号に規定するサービス管理責任者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号。第3条において「平成18年厚労省告示第544号」という。)第1号に掲げる者とする。

(平均障害支援区分)

第2条 条例第39条第1項第3号アに規定する平均障害支援区分の数値は、厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成18年厚生労働省告示第542号)に規定する算式によって算出するものとする。この場合において、当該数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(平26規則31・一部改正)

(多機能型事業所の特例)

第3条 条例第89条第2項の規定により定める多機能型事業所は、平成18年厚労省告示第544号第2号に掲げるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。